

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 公表 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

令和3年5月7日、厚生労働省は、令和2年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の結果を公表しました。

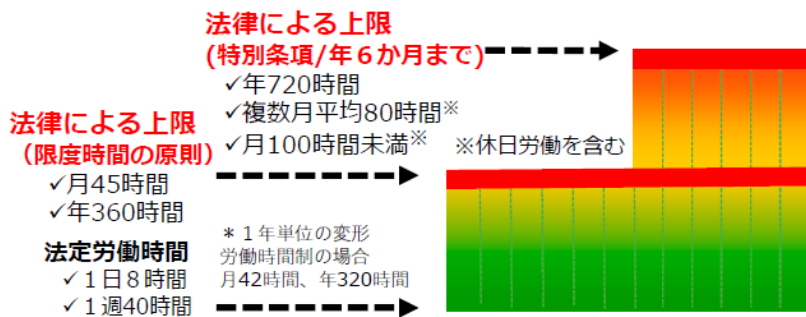
### 重点監督結果の概要

- (1) 監督指導の実施事業場 **9,120 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの **2,807 事業場 (30.8%)**  
そのうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの **640 事業場 (22.8%)**
  - ② 賃金不払残業があったもの **478 事業場 (5.2%)**
  - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの **1,829 事業場 (20.1%)**



令和2年11月の「過重労働解消キャンペーン」の間に、9,120事業場のうち6,553事業場(全体の71.9%)と大部分の事業場で労働基準関係法令違反が認められ、**違法な時間外労働があったものが2,807事業場**と最も多くなっています。なお、そのうち10事業場では、月200時間を超える超長時間の時間外労働が行われていました。

平成31年に改正労働基準法が施行され、36協定があっても、特定の事業・業務を除いて、法律上、**時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間**となっており、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。



※厚生労働省 HP 資料「過重労働解消キャンペーンの重点監督の実施結果」より

なお、臨時的な特別な事情があっても、労使が合意する場合でも、**時間外労働を年720時間以内、時間外労働と法定休日労働を合わせて、月100時間未満、2～6か月の月平均80時間以内**としなければなりません。この月100時間、平均80時間の時間外労働の数字は「過労死ライン」といわれ、厚生労働省が脳・心臓疾患の労災認定をする目安とされています。



また、結果公表のなかで監督指導事例が紹介されていますので、一つ取り上げておきます。

各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、**立入調査**を実施した。

労働者からの**自己申告による労働時間**と、業務で使用するパソコンの**ログ時間**に乖離が認められ、事業場に実態調査を行かせた結果、割増賃金の未払いが確認された。

労働者3名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち2名については、36協定で定めた上限時間(特別条項:月90時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月104時間)が認められたほか、**特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きが適正に行われていなかった。**



詳しい内容は [令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果](#) をご覧ください。

各企業様におかれましては、適正に従業員の業務状況や労働時間を把握・管理し、過重労働とならないようにして頂きたいと思っております。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700